

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
日本学術振興会特別研究員受入規則

〔平成25年2月18日  
規則第8号〕

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号）第2条第5号に規定する日本学術振興会特別研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(受入許可)

第2条 日本学術振興会特別研究員として受入れることのできる者は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）を研究従事機関とすることがあらかじめ承諾されている者で、独立行政法人日本学術振興会特別研究員として採用が決定された者とする。

(登録)

第3条 受入れを許可された日本学術振興会特別研究員は、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。  
2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、日本学術振興会特別研究員はその都度変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第4条 日本学術振興会特別研究員は、研究に従事しなくなるときは、別に定める「登録抹消届」を所長等に提出しなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了するときは、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、日本学術振興会特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 特別研究員受入規則（平成16年4月19日規程第28号）は、廃止する。